平成２３年（フ）第４４９号
奈良県大和郡山市高田町76番地１　サンプラザ郡山201号
債務者　河野　珠実（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　頼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
福井県小浜市生守第23号８番地の５
債務者　和久田利惠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１７６号
長野県松本市石芝４丁目２番19号
債務者　岩淵　健児
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０７号
長野県松本市安曇2721番地
債務者　前田　安正
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３５８号
長崎県長崎市川原町170番地
債務者　森保　桂吾
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
長崎県長崎市葉山１丁目37番５号
債務者　山崎　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂越　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４０号
名古屋市天白区中平３丁目1601番地　サンパーク中平201号
債務者　角田美乃里（旧姓島川）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０５号
長崎県長崎市船石町616番地１
債務者　鍬塚　幸久
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐多佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
秋田県能代市落合字下谷地291番地
債務者　五十嵐雪夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第７６号
秋田県能代市落合字下谷地291番地
債務者　五十嵐鏡子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２４９２号
川崎市中原区下新城２丁目６番32―403号
債務者　細井　　篤
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
福井県大飯郡高浜町岩神第16号９番地
債務者　須藤潤こと　姜　　萬俊
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２３１号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地６―304
債務者　塩見栄衣子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
京都市山科区小山西御所町23番地２　ゆりマンション203号
債務者　尾畑　聡英
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１１号
京都府城陽市寺田袋尻27番地の８　ヴィラ21―201号
債務者　村瀬　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３９号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地８棟203号
債務者　岩本　祝子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６４号
大阪府富田林市藤沢台１丁目２番92号
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係